

長期脱炭素電源オークション募集要綱 (応札年度:2026年度) に関する意見募集の結果について

2026年9月1日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

- 今年度開催予定の長期脱炭素電源オークションに向けて、「容量市場 長期脱炭素電源オークション 募集要綱（応札年度:2026年度）」と、「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」の案について、意見募集を行った。（実施期間：2026年7月21日～8月3日）
- 本日は、意見募集の結果についてご報告する。

■ 今回の意見募集は、「**長期脱炭素電源オークション募集要綱**」と「**長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款**」の2点を対象としている。

関連文書		概要	公表状況	
容量市場募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～30年度向け 公表済	
	容量市場追加オークション募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～27年度向け 公表済	
	長期脱炭素電源オークション募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2023～25年度応札 公表済 2026年度応札の公表準備中	
容量確保契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
	長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済 改定の公表準備中	
容量市場業務マニュアル ※1※2	メインオークション	参加登録・応札・容量確保契約書契約締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～30年度向け 公表済
		実需給前に実施すべき業務（全般）編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～29年度向け 公表済
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	2024～28年度向け 2028年度以降※3向け 公表済
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	2024～28年度向け 公表済
		容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2024～25年度向け 2026年度以降※3向け 公表済
		実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）（変動電源（単独））（変動電源（アグリ））（発動指令電源）編	・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認手続き等について記載	2024～26年度向け 公表済
		実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編	・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続き等について記載	
		容量拠出金対応編	・容量拠出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認、支払手続き等について記載	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度ごとに公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

(参考) 容量市場に関連する文書類 (2/2)

3

関連文書		概要	公表状況
容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加 オーク ション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編 - 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 - 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～27年度向け 公表済
	長期脱炭素電源 オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載	2023～25年度応札 公表済
		電源等差替・市場退出・契約の変更 ・登録情報の変更業務編 長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載	公表済
		実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編 - 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 （別冊）容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	
		ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編 長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載	
		実需給期間中 リクワイアメント対応編 長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載	意見募集実施予定
		容量抛出台金対応編 長期脱炭素電源オークションの容量抛出台金対応について記載	
容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済	

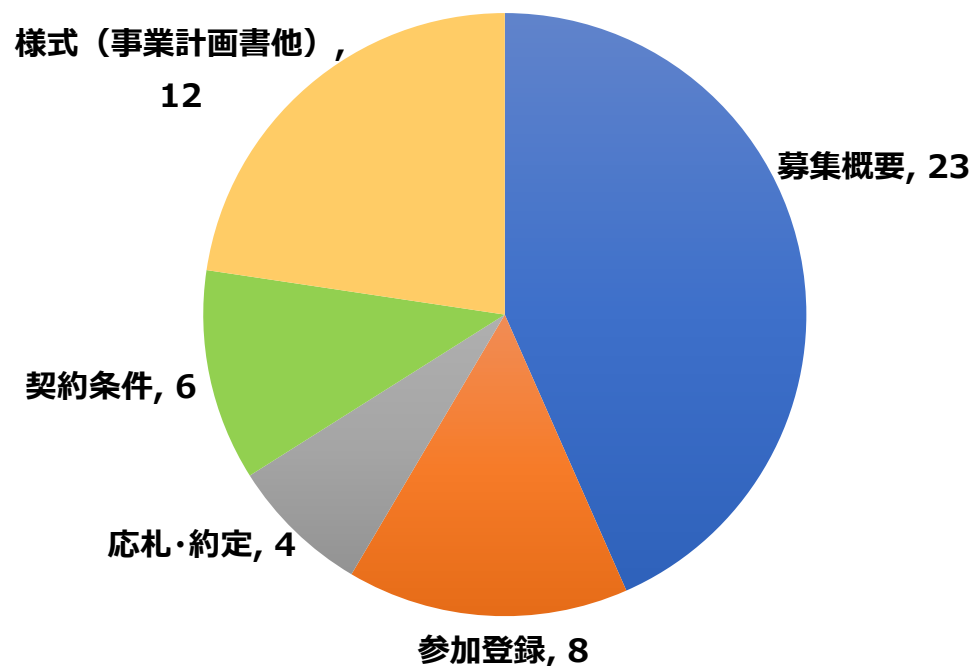
※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度ごとに公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

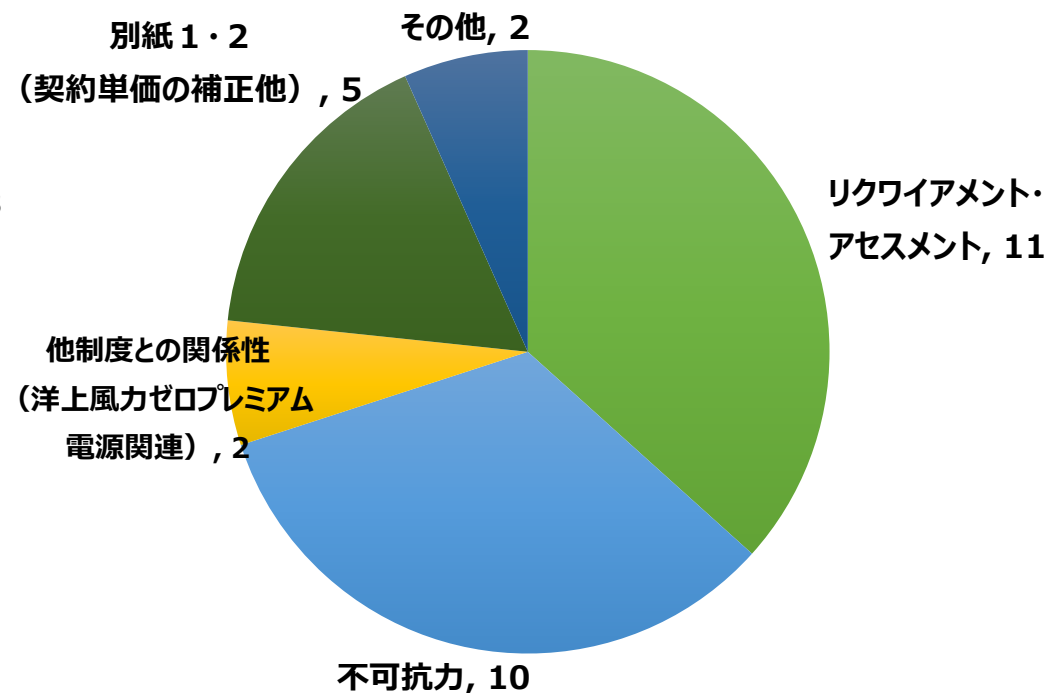
①意見の件数

- 募集要綱案および約款案に対して、**25者から合計83件**の意見をいただいた。
- 内訳は、**募集要綱に関する意見が53件、約款に関する意見が30件**であった。
- それぞれの意見の内訳は以下のグラフのとおり。

■ 募集要綱に関する意見の内訳



■ 約款に関する意見の内訳



凡例：分類，件数

2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

②意見募集を踏まえた対応方針

- 意見募集を踏まえて、募集要綱等の「**理解を深める主旨のご質問等**」については、今回の意見募集の回答の中でご質問に回答するとともに、**説明会やお問合せ対応において丁寧な説明**を行っていく。
- 「**明確化のご要望**」や「**制度設計に影響するご意見**」については、**募集要綱や約款へ反映**を行うとともに、業務マニュアル等においても同様に反映を行っていく。

ご意見の区分	意見数	対応方針
理解を深める主旨の質問等	74	募集要綱や約款の修正は行わないものの、意見募集の回答に加え、説明会やQAにおいて説明を行う
明確化の要望	4	記載内容の明確化や詳細化のため、募集要綱や約款の内容を変えない範囲で、追記や表現見直し等を行う
制度設計に影響する意見	5	制度変更が必要な合理的な意見であり、募集要綱や約款の記載内容の変更を行う

次項以降にて具体的にご説明

2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

③制度設計に影響する意見の内訳

- 制度設計に影響するご意見5件の内訳については、内容が重複しているものもあり、以下の**2種類**の意見であった。
- **海洋再エネ整備法の公募案件（第2・第3ラウンド）の洋上風力ゼロプレミアム案件（以下「ゼロプレミアム案件」という。）が複数の連系点を持つ場合の応札単位、および物価・金利変動等の補正項目の個別適用の可否**に関するご意見をいただいている。

文書	該当箇所	ご意見	意見数
募集要綱	第3章2項 募集内容	ゼロプレミアム案件が複数の連系点を持つ場合の応札単位	3
約款	別紙 1 （物価・金利変動等に伴う 契約単価の補正方法）	物価・金利変動等の補正項目の個別適用の可否	2

2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

④具体的な意見内容（抄）（ゼロプレミアム案件が複数の連系点を持つ場合の応札単位）

項目	ご要望内容・回答案 ※一部要約	
ゼロプレミアム案件が複数の連系点を持つ場合の応札単位	洋上風力のラウンド2/3公募において、 <u>公募時点から複数の連系点を承継することを前提としていた海域の案件</u> は、託送供給等約款で定める1発電場所ではないものの、 <u>複数の連系点を合算して明白に1つの発電所（当該海域に対してFIP認定も1つ）であることを前提としているため、当該ラウンド2/3公募案件は公募落札にて承継した連系点を合算して1単位で応札することを認めていただきたい。</u>	
	回答案	制度措置の趣旨を鑑みて、 <u>海洋再エネ整備法に基づく洋上風力発電事業における第2ラウンド及び第3ラウンドにおける電源</u> は、託送供給等約款で定める1発電場所でない場合もFIP認定が1つであることから、1単位として認めます。 ご指摘を踏まえ、募集要綱を修正いたします。

2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

④具体的な意見内容（抄）（物価・金利変動等の補正項目の個別適用の可否）

項目	ご要望内容・回答案 ※一部要約	
物価・金利変動等の補正項目の個別適用の可否	上流プロジェクトやオフテイク契約を円建てで実施するケースなど、 <u>実態に即した適切な補正が可能となるよう、「調達国の消費者物価指数の変化率」および「米ドル為替レートの変化率」といった物価・金利変動等の補正項目を、応募事業者が個別に選択・適用できるような柔軟な制度設計について</u> ご検討いただきたい。	
	回答案	ご指摘を踏まえ、 <u>水素・アンモニアの可変費補正</u> において、「 <u>調達国の消費者物価指数</u> 」及び「 <u>米ドル為替レート</u> 」による <u>自動補正</u> は、 <u>それぞれ自動補正の適用を選択制</u> とします。 また、 <u>CCSの可変費補正</u> においても、「 <u>米国生産者物価指数</u> 」、「 <u>貯留対象国の企業物価指数</u> 」及び「 <u>米ドル為替レート</u> 」について、同様に <u>選択制</u> とします。 なお、上記の自動補正適用の選択制については、 <u>過去の既落札案件に対しても遡及して適用</u> することとします。 上記内容で約款を修正いたします。

(参考) 物価・金利変動等に伴う水素・アンモニアの燃料費の補正式

9

- 下表に示す可変費の自動補正の項目である米ドル為替レートの変化率及び消費者物価指数の変化率の適用可否をそれぞれ選択できるようになる。
(CCSの補正式についても同様)

水素・アンモニアにおける補正後の可変費		水素・アンモニアの燃料費 - LNG・石炭の燃料費		
燃料費の補正方法		水素・アンモニアの燃料費 (以下の合計)		LNG・石炭の燃料費
		原料代・電気代	水素・アンモニアの製造・輸送費	
化石燃料由来の水素・アンモニア	天然ガスマーケット連動	天然ガスの燃料費 ×天然ガス価格指標 (HH/ブレント [原油価格連動の場合] を選択) の変化率 ×米ドル為替レートの変化率	(水素・アンモニアの燃料費 - 天然ガスの燃料費) のうちのCAPEX ×供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数 / 応札年度前年の調達国の消費者物価指数 ×米ドル為替レートの変化率 +	LNG・石炭の燃料費 ×LNG・石炭貿易統計価格の変化率 ×水素・アンモニアとLNG・石炭の発熱量比率
	天然ガスエスカレ補正	天然ガスの燃料費 ×調達国の消費者物価指数の変化率 ×米ドル為替レートの変化率	(水素・アンモニアの燃料費 - 天然ガスの燃料費) のうちのOPEX ×調達国の消費者物価指数の変化率 ×米ドル為替レートの変化率	
再生可能エネルギー由来の水素・アンモニア	電気料金マーケット連動	電気代 ×米ドル為替レートの変化率	(水素・アンモニアの燃料費 - 天然ガスの燃料費) のうちのCAPEX ×供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数 / 応札年度前年の調達国の消費者物価指数 ×米ドル為替レートの変化率 + (水素・アンモニアの燃料費 - 電気代) のうちのOPEX ×調達国の消費者物価指数の変化率 ×米ドル為替レートの変化率	

- エネ庁による「**長期脱炭素電源オークションガイドライン（案）**」と「**長期脱炭素電源オークションの第4回募集に向けて（案）**」の意見募集においても、制度設計に影響するご意見をいただいております、募集要綱・約款へ反映を行っている。

文書	該当箇所	ご意見等
約款	別紙 1 (物価・金利変動等に伴う 契約単価の補正方法)	CCSの輸送・貯留費用のOPEXに含まれる燃料費と電気代を別項目として抜き出し、新たな補正指標を設定
約款	別紙 1 (物価・金利変動等に伴う 契約単価の補正方法)	水素・アンモニアの製造・輸送費およびCCSの輸送・貯留費用のCAPEXについて、全体での補正指標の選択状況にかかわらず、個別に自動補正の非適用を選択可
募集要綱	第4章3項 電源等情報の登録	LNG専焼火力の他市場収益の固定額還付について、引き続き還付水準および水準の設定方法を検討するため、具体的な金額（8,000円/kW）に関する記載を削除
約款	第28条 還付	

- 今回の意見募集でいただいた**明確化のご要望4件**、**制度設計に影響するご意見5件**について、エネ庁によるガイドライン他の意見募集結果と整合を図った上で、**募集要綱と約款に反映**を行い、**募集要綱と約款は9月初旬頃に公表**することを予定している。
- **理解を深める主旨のご質問74件**についても、募集要綱と約款の公表に合わせ、**意見募集の回答として公表**するとともに、今後の**業務マニュアル公表**や**説明会**を通じて、**丁寧にご説明**していきたい。

募集要綱および約款に係るスケジュール	
6/30	本検討会における募集要綱案及び約款案の提示
7/21～8/3	募集要綱案及び約款案の意見募集の実施
8月	意見募集結果を踏まえた検討
(本日)	本検討会における意見募集結果の報告
9月初旬頃 (予定)	募集要綱及び約款の策定・公表

- 今回の**募集要綱や約款の公表**に加え、参加登録等の具体的な手続き方法を記載した**業務マニュアルの公表**を行い、事業者向けの説明会についても、制度概要説明会に加え、**制度詳細説明会、実務説明会**を開催した上で、参加登録を開始する。
- また、本機関HP内の「**容量市場かいせつスペシャルサイト**」では、容量市場の制度概要やポイントについて**わかりやすく紹介**しており、**参加事業者**には、これまでの国の審議会やこれらの関連文書・説明会・公表情報等の内容を踏まえ、**あらかじめ参加登録・応札に必要な準備**を進めていく。



【募集要綱】 第3章 2. 募集内容

＜変更前＞

(7) 応札単位

ア 応札単位は、電源（ユニット、号機）単位ごととします。

※落札電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、一般送配電事業者によって電源単位ごとに特定計量器が設置されていない場合は、容量提供事業者が電源単位ごとに特定計量器を設置してください。また、同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求めます。

イ 応札容量は1kW単位で登録できます。

＜変更後＞

(7) 応札単位

ア 応札単位は、電源（ユニット、号機）単位ごととします。

※落札電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、一般送配電事業者によって電源単位ごとに特定計量器が設置されていない場合は、容量提供事業者が電源単位ごとに特定計量器を設置してください。また、同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求めます。

※海洋再エネ整備法に基づく洋上風力発電事業における第2ラウンド及び第3ラウンドにおける電源は、託送供給等約款で定める1発電所でない場合もFIP認定が1つであることから、1単位として認めます。

イ 応札容量は1kW単位で登録できます。

【募集要綱】 第5章 応札方法

<変更前>

- (5) 応札価格は1円単位で登録できます。なお、応札価格に織り込むことが認められるコストについては、長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照してください。ただし、新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力が、物価・金利変動に伴う契約単価の補正方法として可変費の補正を選択している場合、「第6章第1項 落札電源の決定方法」で用いる応札価格は、応札価格に織り込んだ資本費、運転維持費、資本コストに加え、本要綱別紙1で定める費用項目を補正した可変費の合計（以下「補正後の応札価格」という。）とします。



<変更後>

- (5) 応札価格は1円単位で登録できます。なお、応札価格に織り込むことが認められるコストについては、長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照してください。ただし、新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力が、物価・金利変動に伴う契約単価の補正方法として**特定の指標による**補正を選択している場合、「第6章第1項 落札電源の決定方法」で用いる応札価格は、応札価格に織り込んだ資本費、運転維持費、資本コストに加え、本要綱別紙1で定める費用項目を補正した可変費の合計（以下「補正後の応札価格」という。）とします。

【募集要綱】 第6章 1. 落札電源の決定方法

＜変更前＞

(1) 脱炭素電源の落札電源の決定方法

脱炭素電源の落札電源の決定方法の基本的ルールは以下のとおりです。

- 原則、応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札されます。
- 募集量を跨ぐ電源（以下「限界電源」という。）は、募集量を超過する容量が、不足する容量の10倍以下の場合、落札となる判定が行われます。
- 物価・金利変動に伴う契約単価の補正方法として可変費の補正を選択した新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力については、「第5章 応札方法 (5)」のとおり補正後の応札価格を用いて約定処理を行います。



＜変更後＞

(1) 脱炭素電源の落札電源の決定方法

脱炭素電源の落札電源の決定方法の基本的ルールは以下のとおりです。

- 原則、応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札されます。
- 募集量を跨ぐ電源（以下「限界電源」という。）は、募集量を超過する容量が、不足する容量の10倍以下の場合、落札となる判定が行われます。
- 物価・金利変動に伴う契約単価の補正方法として**特定の指標による**補正を選択した新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力については、「第5章 応札方法 (5)」のとおり補正後の応札価格を用いて約定処理を行います。

【募集要綱】 別紙 1

<変更前>

補正後の応札価格における可変費の算定方法

物価・金利変動に伴う契約単価の補正方法として可変費の補正を選択した新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力は、補正後の応札価格における可変費を、以下の算定式に基づき、過去のインフレ率が継続したと仮定して補正してください。



<変更後>

補正後の応札価格における可変費の算定方法

物価・金利変動に伴う契約単価の補正方法として可変費の補正を選択した上で、（水素・アンモニアの燃料費－天然ガスの燃料費）及び（水素・アンモニアの燃料費－電気代）のうちのOPEXについて調達国の消費者物価指数による補正を選択した新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくは輸送費用（OPEXのうち燃料費・電気代を除いた費用に限る）について米国の生産者物価指数及び貯留費用（OPEXのうち燃料費・電気代を除いた費用に限る）について貯留対象国の企業物価指数の両方又は片方による補正を選択したCCS付火力（貯留方法が海外貯留に限る）は、補正後の応札価格における可変費を、以下の算定式に基づき、過去のインフレ率が継続したと仮定して補正してください。なお、端数処理については容量確保契約約款の第5条と同等の要件を適用します。

【募集要綱】 別紙 1

<変更前>

補正後の応札価格における可変費の算定方法

1. 新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼若しくはアンモニア混焼

(略)

2. 既設火力の改修のうちCCS付火力

- (1) 貯留方法が海外貯留の場合

分離回収費用(合計)

+ 輸送費用のうちOPEX $\times \{(1+x) + (1+x)^2 + \dots + (1+x)^s\}/s$

+ 輸送費用のうちCAPEX

+ 貯留費用のうちOPEX $\times \{(1+y) + (1+y)^2 + \dots + (1+y)^s\}/s$

+ 貯留費用のうちCAPEX

x : 米国の生産者物価指数の上昇率の過去10年平均と日本の生産者物価指数の上昇率の過去10年平均の差

y : 貯留対象国の企業物価指数の上昇率の過去10年平均と日本の企業物価指数の上昇率の過去10年平均の差

s : 制度適用期間の年数



<変更後>

補正後の応札価格における可変費の算定方法

1. 新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼若しくはアンモニア混焼

(略)

※(水素・アンモニアの燃料費 - 天然ガスの燃料費) 及び (水素・アンモニアの燃料費 - 電気代) のうちのOPEXについて、調達国の消費者物価指数による補正を選択していない場合は0とします。

2. 既設火力の改修のうちCCS付火力

- (1) 貯留方法が海外貯留の場合

分離回収費用(合計)

+ 輸送費用 (OPEXのうち燃料費・電気代を除いた費用に限る)

$\times \{(1+x) + (1+x)^2 + \dots + (1+x)^s\}/s$

+ 輸送費用 (CAPEXに限る)

+ 貯留費用 (OPEXのうち燃料費・電気代を除いた費用に限る)

$\times \{(1+y) + (1+y)^2 + \dots + (1+y)^s\}/s$

+ 貯留費用 (CAPEXに限る)

+ 輸送・貯留費用 (OPEXのうち燃料費・電気代に限る)

x : 米国の生産者物価指数の上昇率の過去10年平均と日本の生産者物価指数の上昇率の過去10年平均の差

※輸送費用 (OPEXのうち燃料費・電気代を除いた費用に限る) について、米国の生産者物価指数による補正を選択していない場合は0とします。

y : 貯留対象国の企業物価指数の上昇率の過去10年平均と日本の企業物価指数の上昇率の過去10年平均の差

※貯留費用 (OPEXのうち燃料費・電気代を除いた費用に限る) について、貯留対象国の企業物価指数による補正を選択していない場合は0とします。

s : 制度適用期間の年数

【約款】 別紙 1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法

<変更前>

表1 水素・アンモニアの燃料費の補正

(略)

- ① 天然ガスの燃料費^{※6}×天然ガスの価格指標（HH又はブレント（原油価格連動の場合））の変化率^{※7}×米ドル為替レートの変化率^{※7}
- ② 天然ガスの燃料費^{※6}×調達国の消費者物価指数の変化率^{※7}×米ドル為替レートの変化率^{※7}
- ③ 電気代^{※6}×米ドル為替レートの変化率^{※7}
- ④ （水素・アンモニアの燃料費^{※6}-天然ガスの燃料費^{※6}）のうちのCAPEX^{※8}×（供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数/応札年度前年の調達国の消費者物価指数）×米ドル為替レートの変化率^{※7}+（水素・アンモニアの燃料費-天然ガスの燃料費）のうちのOPEX^{※8}×調達国の消費者物価指数の変化率×米ドル為替レートの変化率^{※7}
- ⑤ （水素・アンモニアの燃料費^{※6}-電気代^{※6}）のうちのCAPEX^{※8}×（供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数/応札年度前年の調達国の消費者物価指数）×米ドル為替レートの変化率^{※7}+（水素・アンモニアの燃料費-電気代^{※6}）のうちのOPEX^{※8}×調達国の消費者物価指数の変化率×米ドル為替レートの変化率^{※7}
- ⑥ LNG・石炭の燃料費^{※6}×LNG・石炭貿易統計価格の変化率^{※7}×水素・アンモニアとLNG・石炭の発熱量比率^{※9}

(略)

※9：発電コスト検証のLHVの数値を引用する（水素120MJ/kg、アンモニア18.6MJ/kg、LNG49.84MJ/kg、石炭24.8MJ/kg（制度適用期間において一律とする）。発熱量比率は、水素LNG混焼・水素専焼の場合は2.41、水素石炭混焼の場合は4.84、アンモニア石炭混焼の場合は0.75、アンモニア専焼の場合は0.37の値を用いる。

<変更後>

表1 水素・アンモニアの燃料費の補正

(略)

- ① 天然ガスの燃料費^{※5}×天然ガスの価格指標（HH又はブレント（原油価格連動の場合））の変化率^{※6}×米ドル為替レートの変化率^{※6※9}
- ② 天然ガスの燃料費^{※5}×調達国の消費者物価指数の変化率^{※6※9}×米ドル為替レートの変化率^{※6※9}
- ③ 電気代^{※5}×米ドル為替レートの変化率^{※6※9}
- ④ （水素・アンモニアの燃料費-天然ガスの燃料費）^{※5}のうちのCAPEX^{※7}×（供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数/応札年度前年の調達国の消費者物価指数）^{※9}×米ドル為替レートの変化率^{※6※9}+（水素・アンモニアの燃料費-天然ガスの燃料費）^{※5}のうちのOPEX^{※7}×調達国の消費者物価指数の変化率^{※6※9}×米ドル為替レートの変化率^{※6※9}
- ⑤ （水素・アンモニアの燃料費-電気代）^{※5}のうちのCAPEX^{※7}×（供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数/応札年度前年の調達国の消費者物価指数）^{※9}×米ドル為替レートの変化率^{※6※9}+（水素・アンモニアの燃料費-電気代）^{※5}のうちのOPEX^{※7}×調達国の消費者物価指数の変化率^{※6※9}×米ドル為替レートの変化率^{※6※9}
- ⑥ LNG・石炭の燃料費^{※5}×LNG・石炭貿易統計価格の変化率^{※6}×水素・アンモニアとLNG・石炭の発熱量比率^{※8}

(略)

※8：発電コスト検証のLHVの数値を引用する（水素120MJ/kg、アンモニア18.6MJ/kg、LNG49.84MJ/kg、石炭24.8MJ/kg（制度適用期間において一律とする）。発熱量比率は、水素LNG混焼・水素専焼の場合は2.41、水素石炭混焼の場合は4.84、アンモニア石炭混焼の場合は0.75、アンモニア専焼の場合は0.37の値を用いる。

※9：応札時に当該指標による補正を不要と選択した場合は、1とする。

【約款】 別紙 1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法

<変更前>

表2 CCSの可変費の補正

(略)

- ⑦ CO₂分離回収に要する燃料費^{※10※12}と（外部調達する場合の）蒸気代^{※10}の合計×LNG・石炭貿易統計価格の変化率^{※11}＋（外部からCO₂分離回収のための電気を調達する場合の）CO₂分離回収に要する電気代^{※10※12}×国内スポット市場価格（システムプライス）の変化率^{※11}
- ⑧ 輸送・貯留費用（CAPEX^{※13}に限る。）×（供給力提供開始年度前年の国内企業物価指数/応札年度前年の国内企業物価指数）＋分離回収費用（その他費用）と輸送・貯留費用（OPEXに限る。）の合計^{※10}×国内企業物価指数の変化率^{※11}
- ⑨ 分離回収費用（その他費用）^{※10}×国内企業物価指数の変化率^{※11}
- ⑩ （輸送費用^{※9}のうちのCAPEX^{※13}×（供給力提供開始年度前年の米国生産者物価指数/応札年度前年の米国生産者物価指数）＋輸送費用^{※10}のうちのOPEX^{※13}×米国生産者物価指数の変化率^{※11}＋貯留費用のうちのCAPEX^{※13}×（供給力提供開始年度前年の貯留対象国の企業物価指数/応札年度前年の貯留対象国の企業物価指数）＋貯留費用のうちのOPEX^{※13}×貯留対象国の企業物価指数の変化率^{※11}）×米ドル為替レートの変化率^{※11}

(略)

※13：CAPEXとは、建設費、運転開始前に必要となる費用（許認可の取得等）、資金調達コスト、利益、税金を指し、OPEXとは、継続的な輸送・貯留に必要な費用を指す。

<変更後>

表2 CCSの可変費の補正

(略)

- ⑦ CO₂分離回収に要する燃料費^{※10※12}と（外部調達する場合の）蒸気代^{※10}の合計×LNG・石炭・**石油**貿易統計価格の変化率^{※11}＋（外部からCO₂分離回収のための電気を調達する場合の）CO₂分離回収に要する電気代^{※10※12}×国内スポット市場価格（システムプライス）の変化率^{※11}
- ⑧ 輸送・貯留費用^{※10}（CAPEX^{※13}に限る。）×（供給力提供開始年度前年の国内企業物価指数/応札年度前年の国内企業物価指数）^{※14}＋**輸送・貯留費用^{※10}（OPEX^{※13}のうち燃料費に限る。）×LNG・石炭・石油貿易統計価格の変化率^{※11}＋輸送・貯留費用^{※10}（OPEX^{※13}のうち電気代に限る。）×国内スポット市場価格（システムプライス）の変化率^{※11}＋分離回収費用（その他費用）と輸送・貯留費用（OPEX^{※13}のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る。）の合計^{※10}×国内企業物価指数の変化率^{※11}**
- ⑨ 分離回収費用（その他費用）^{※10}×国内企業物価指数の変化率^{※11}
- ⑩ 輸送費用^{※10}（CAPEX^{※13}に限る。）×（供給力提供開始年度前年の米国生産者物価指数/応札年度前年の米国生産者物価指数）^{※14}×**米ドル為替レートの変化率^{※11※14}＋輸送費用^{※10}（OPEX^{※13}のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る。）×米国生産者物価指数の変化率^{※11※14}×米ドル為替レートの変化率^{※11※14}＋貯留費用^{※10}（CAPEX^{※13}に限る。）×（供給力提供開始年度前年の貯留対象国の企業物価指数/応札年度前年の貯留対象国の企業物価指数）^{※14}×米ドル為替レートの変化率^{※11※14}＋貯留費用^{※10}（OPEX^{※13}のうち燃料費・電気代を除いた費用に限る。）×貯留対象国の企業物価指数の変化率^{※11※14}×米ドル為替レートの変化率^{※11※14}＋輸送・貯留費用^{※10}（OPEX^{※13}のうち燃料費に限る。）×LNG・石炭・石油貿易統計価格の変化率^{※11}＋輸送・貯留費用^{※10}（OPEX^{※13}のうち電気代に限る。）×米ドル為替レートの変化率^{※11}**

(略)

※13：CAPEXとは、建設費、運転開始前に必要となる費用（許認可の取得等）、資金調達コスト、利益、税金を指し、OPEXとは、継続的な輸送・貯留に必要な費用を指す。

※14：応札時に当該指標による補正を不要と選択した場合は、1とする。

【募集要綱】 第4章 3. 電源等情報の登録

＜変更前＞

※9：他市場収益の還付方法として、実際その他市場収益の約9割の金額を還付する方法の「実績ベースによる還付」又は8,000円/kW/年を還付する方法の「還付の固定化」のいずれかを供給力提供開始年度に選択する必要があります。なお、「還付の固定化」における還付水準8,000円/kW/年については、その妥当性を含め、今後、国の審議会（電力安定供給ワーキンググループ）において検討が継続されます。その結果を、本要綱に反映します。「還付の固定化」を選択した場合は、制度適用期間開始年度から9年後に、再度、他市場収益の還付方法の選択が可能です。他市場収益の還付方法の詳細な取決めや還付方法については、容量確保契約約款の第28条を参照してください。

＜変更後＞

※9：他市場収益の還付方法として、実際その他市場収益の約9割の金額を還付する方法の「実績ベースによる還付」又は**還付水準額**（円/kW/年）を還付する方法の「還付の固定化」のいずれかを供給力提供開始年度に選択する必要があります。なお、「還付の固定化」における還付水準**及び水準の設定方法**については、今後、国の審議会（電力安定供給ワーキンググループ）において検討が継続されます。その結果を、本要綱に反映します。「還付の固定化」を選択した場合は、制度適用期間開始年度から9年後に、再度、他市場収益の還付方法の選択が可能です。他市場収益の還付方法の詳細な取決めや還付方法については、容量確保契約約款の第28条を参照してください。

【約款】 第28条 還付

＜変更前＞

ただし、他市場収益の還付方法として「還付の固定化」を選択したLNG専焼火力について、当該方法を選択している期間は、8,000円/kW/年に対象実需給年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）を2025年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）で除した値を乗算した上で、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）※7を乗じたものを還付額とします。なお、消費者物価指数（コアCPI、年平均値）は補正実施時点で総務省により公表されている最新の基準年のものとします。

※7：脱炭素燃料の混焼率拡大のための追加投資が行われた場合は、追加投資に係る制度適用期間開始以降、追加投資における当該容量を控除した容量とする。

＜変更後＞

ただし、他市場収益の還付方法として「還付の固定化」を選択したLNG専焼火力について、当該方法を選択している期間は、**還付水準額**（円/kW/年）に、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）※7を乗じたものを還付額とします。なお、「還付の固定化」における還付水準及び水準の設定方法については、今後、国の審議会（電力安定供給ワーキンググループ）において検討が継続されます。その結果を、本約款に反映します。

※7：脱炭素燃料の混焼率拡大のための追加投資が行われた場合は、追加投資に係る制度適用期間開始以降、追加投資における当該容量を控除した容量とする。